

# 維持管理計画書

NO. 1

維持管理の技術上の基準	法根拠	維持管理の技術上の基準への対応（概要）
埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	省令第2条第2項第1号	廃棄物の埋め立て後は速やかに覆土を行います。また、必要に応じて散水を行い粉じん等の風飛散を防止します。
最終処分場の外に悪臭が飛散しないように必要な措置を講ずること。	省令第2条第2項第2号	受入確認を行うことにより腐敗物の混入を防止するとともに、廃棄物の埋め立て後、速やかに覆土を行います。
火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	省令第2条第2項第3号	不測の事態に備え、最終処分場の周囲に消火器及び散水栓（2か所）を設置しています。
ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬物の散布その他必要な措置を講ずること。	省令第2条第2項第4号	受入確認を行うことにより腐敗物の混入を防止するとともに、廃棄物の埋め立て後、速やかに覆土を行います。また、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生した場合は、薬物散布等の必要な措置を講じます。
囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと（閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。）。	省令第2条第2項第5号	エコクリーンプラザみやざき入口に門扉を設置し、部外者の進入防止を図ります。また、埋立地入口に門扉を設置し、埋立処分を行わないときは、施錠します。
立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	省令第2条第2項第6号	エコクリーンプラザみやざき入口付近に設置した立札について、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換えます。
擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	省令第2条第2項第7号	定期点検において、必要と認められる場合には、速やかに補修等の措置を講じます。定期点検の頻度は、擁壁等の状況を勘案し、適宜設定するものとし、地震等の異常事態の直後には、臨時点検を実施します。

維持管理の技術上の基準	法根拠	維持管理の技術上の基準への対応（概要）
埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。	省令第2条第2項第8号	底面部は、保護土50cmを被せ、法面部は、埋立を行う前に遮光性不織布の上に保護土を50cmを被せま
遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	省令第2条第2項第9号	定期点検において、必要と認められる場合には、速やかに補修等の措置を講じます。定期点検の頻度は遮水工の状況を勘案し、適宜設定するものとし、地震等の異常事態の直後には、臨時点検を実施します。
埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。	省令第2条第2項第10号	埋立地周辺のモニタリング井戸（2か所）及びモニタリング樹（1か所）、計3か所について水質検査を実施します。
埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。	省令第2条第2項第10条イ	埋立地周辺井戸等3か所において、地下水等検査項目等を測定し、また、電気伝導率（EC）は常時、測定・記録します。なお、埋立開始前の平成17年5月11日に測定し、記録しています。
埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	省令第2条第2項第10条ロ	地下水等検査項目を1年に2回以上測定し、記録します。
埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	省令第2条第2項第10条ハ	EC及びpHについて、常時監視を行うことともに、EC及び塩化物イオンについて、1月に1回測定し、記録します。
省令第2条第2項第10条ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。	省令第2条第2項第10条ニ	EC及び塩化物イオン濃度に異常が認められた場合は、速やかに地下水等検査項目について測定し、記録します。
省令第2条第2項第10条イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く。）が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	省令第2条第2項第11条	水質の悪化が認められた場合には、遮水工の臨時点検を実施するなど速やかに原因の調査を行うとともに必要な措置を講じます。

維持管理の技術上の基準	法根拠	維持管理の技術上の基準への対応（概要）
雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	省令第2条 第2項第12条	埋立地外周部に設置した側溝を定期的に点検・清掃するなど、雨水が埋立地に流入しないように努めます。
調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	省令第2条 第2項第13条	定期点検により必要と認められた場合には、速やかに補修等の措置を講じます。また、臨時点検を実施します。
浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。	省令第2条 第2項第14条	浸出液処理設備の維持管理は、次のとおり実施します。
放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。	省令第2条 第2項第14条イ	公共下水道へ放流するために「排出基準等」及び「宮崎市下水道排除基準」に適合するように維持管理を行います。
浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。	省令第2条 第2項第14条ロ	機械点検は、日常点検の他、年に1回精密点検を実施し、異状を認めた場合は、施設を停止し、原因を調査し、復旧します。また、必要に応じて水質の測定を実施します。
放流水の水質検査を次により行うこと。	省令第2条 第2項第14条ハ	モニタリング調査の「処理水及び排出水水質調査」に基づき処理水の水質検査を実施します。
排水基準等に係る項目（(2)に規定する項目を除く。）について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	省令第2条 第2項第14条ハ（1）	排出基準等項目について1年に1回以上測定し、記録します。
水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素含有量（窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。）について1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	省令第2条 第2項第14条ハ（2）	pH、BOD、SS、大腸菌群数、COD、窒素含有量及び透視度について1月に1回測定し、記録します。

維持管理の技術上の基準	法根拠	維持管理の技術上の基準への対応（概要）
保有水等を流入するために設ける導水管又は浸出水処理設備の配管の凍結による損傷のおそれがある部分に講じた有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異常を認められた場合には、速やかに必要な措置を講じること。	省令第2条 第2項第14条 の2	該当しません。
開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	省令第2条 第2項第15条	定期点検を実施し、必要と認められる場合には、速やかに堆積土砂の搬出等維持管理を行います。
通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	省令第2条 第2項第16条	「廃棄物最終処分場指針解説」（（社）全国都市清掃会議）により、ガス抜き管（ポリエチレンダブル有効管、φ200）を設置し、発生するガスを排除します。
埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。 （ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。）	省令第2条 第2項第17条	最終覆土は1.0mとします。
閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講じること。	省令第2条 第2項第18条	管理者の点検により必要と認められる場合には、速やかに修理補修等の措置を実施します。
残余の埋立容量について、1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	省令第2条 第2項第19条	4月1日と10月1日の年2回測定し、記録します。
埋め立てられた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、廃止までの間保存すること。	省令第2条 第2項第20条	計量器により、廃棄物の管理、記録します。 最終処分場の記録は、維持管理日報を作成し、施設廃止まで保存します。

※省令とは「一般廃棄物の最終処分場および産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令等」である